

Title	銀貨に関する研究 (下)
Sub Title	
Author	小林, 武男
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.969(95)- 980(106)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

受く可く、(三)國庫は交付期間内は何時たりとも必要と認むるに隨ひ、有價證券を賣却する權利を留保す、但し斯る處分の行はれたる後に於ても、證券の預託者は期限内は證券の國庫に保持せられたる場合に於けると同一の支拂を受く可く、期限満了の際、國庫は預託者に還付するに、同一種の有價證券を以てするも、當初預託したると同一の數量を以てするも、將た又預託當時の價格に五分を加へたるものを以てするも可なりとするの諸點を示したり。而して八月十五日に至り、國庫にして他日預託證券の或るものを賣却するの必要に際會するものとし、其賣却代金が預託價格に五分を加へたるものより大なりしときには、預託者は期限満了に際し、賣却代金の全額を領收すること、八月十二日に指定せられたる有價證券の預託價格は八月十一日倫敦株式取引所に於ける中値を以てすること、後

日指定せらるる有價證券に於ては指定前日の同様値段を以てすることを公にし、A計畫の下に現に國庫に預託せられたる米國弗證券は千九百十六年九月十四日前に、預託者より希望を申出づるときは、B計畫に移すを得ることを示したり。

政府が預託證券を賣却する權利を保留したる一事はB計畫を實行するに當り、大なる誤解を民間に惹起する原因となれり。然れども政府の意思は單に外國に募集する公債の擔保として、預託證券を使用するに止まり、現に大藏大臣も八月二十三日下院に於て、預託證券を賣却するが如きは、英國政府に於て公債を發行する能はざるに至る遠き將來の問題なることを明言したり。始めB計畫は任意的なりしが、結局A計畫に於けると同じく、一磅に付き二志の附加所得税を預託せられざる證券の所得に賦課すること

となり、更に八月二十四日B計畫に包含す可き有價證券の目次發表せられたるに次いで、時に追加せられ、一方に十二月十六日A計畫は廢止せられ、同計畫に預託せられたる證券は總てB計畫に移ることなれり。

證券動員の計畫に對して、歩を進めたるものは、證券徵發の計畫是れなり。即ち千九百十七年一月二十五日政府は金融上の地位を鞏固ならしむる爲めに必要なりと認むるときは、或る種類の有價證券に國家防護律を適用し、之を徵發するを得べく、賠償金は證券が任意に國庫に賣却せらるる際に其代價を決定すると同一の原則に據る可く、又國庫が證券を一時必要とするときは、額面價格百磅に付き十志の料金を支拂ひて、之を借入るゝを得べし。

千九百十七年四月合衆國が聯合國に加擔して戦争に参加するや、爾來聯合諸國の合衆國に於

て發行する公債には擔保を要せざるに至れるを以て英國政府亦五月中旬に至り、爾今B計畫の下に有價證券の預託を受くることを中止する旨を公にしたり。然も國庫は合衆國に於て賣却するに適する合衆國并に加奈陀弗證券を直接に買入るゝの希望を有するや、論を俟たざるなり。

銀價に關する研究 (下)

小林 武 男

第三 銀價調節に關する各國の施設

一、銀輸出入の管理

銀價の騰貴に就て最も打撃を蒙むるは英國政府にして、銀價の四十片に近かんとする昨年七月印度政府をして先づ留比銀貨の鑄造、破粹又は流通外に使用するを禁止せしめ、更に尋で銀

の印度輸入を管理せしめ、印度へ銀を輸入したる者は其の輸入後十日以内に當時の倫敦銀塊相場より五分引を以て政府に提供せしめ、以て個人銀輸入を禁止しザジに於ける銀取引に制限を加へ銀に對する投機を自然に消滅せしめ、一方一定の交換率を以て留比銀貨を供給して價格の騰貴を防止したり。次で九月に入りては米國は輸出の管理を實行し、從來支那、印度等に流出したる銀の移動を禁止し、英國政府と協力して銀の供給を潤澤にし價格の奔騰を防ぎたり。我國亦銀貨の鑄潰及輸出を禁止したるが、此は銀價の騰貴に由り銀貨の實價が額面以上に騰貴したるが爲め、鑄潰輸出の虞あるを思ひて執りたる手段にして、英米に於ける銀政策とは其の趣異なれり。其の後墨西哥亦銀の輸出を特許の下に置き、米國政府と協定して金と銀との交換を爲せるが如し。かくの如く今日に於ては

銀の輸出入管理に依り、銀の國際的移動極度に制限せらるゝことゝなりしを以て、各市場に於ける相場は堅實となり一時の如き投機的分子を含まざるに至れり。

二、英米政府の銀共同買入計畫

英米政府は銀の輸出入を管理して銀に對する投機を抑止すると共に、更に進んで銀の分配を獨占せんことを企て、昨年十一月一九一八年度産銀額一億オンスを英米共同して買入るゝの協定を遂げ、先づ米國政府をして銀生産者と其の提供價格の點に就き交渉を進めしめつゝありき而して右一億オンスの中六千萬オンスは英國の所要額にして、四千萬オンスは米國政府の買入に屬するものなりと傳へられき。英國の昨年に於ける銀の需要額は印度、埃及及び聯合國の分をも合せて一億オンスを算せしことは前一言せる所の如くなれば、今年に於ては更に多額を必

要とすべきは言を俟たざる所にして、殊に印度の需要は著しく増大するは想像するに難からざりき。されば右英國政府の買入るゝ所の六千萬オンスの銀は悉く印度に廻送せらるべしと傳へられしは理由の存する所にして、蓋し印度に對して輸入超過に在る英國としては銀を印度に輸送し以て英印間の爲替の圓滑を圖り、且は印度銀準備の充實を期せんとするにあるや明かなり。

而して一億オンスは米國及び墨西哥に於ける産銀額の全部にして且世界全産額の大半を占むれば、英米政府の右の計畫にして愈實行を見るに於ては、從來米國より銀を買入れつゝありし支那の需要は全然排斥せらるゝことゝなり、事實に於て英米政府は銀買入を獨占するの地位を得、其の買入價格は銀價の標準を形成するに至り銀價の安定を期し得べし。然るに右の計畫は

買入價格の點に於て生産者との間に意見の一致を見るに至らず、英米政府は一オンス八十五仙の一定價格に於て全額の契約を取結ばんと望めるが如きも、銀價の趨勢より推して右價格を以ては到底生産者を満足せしむる能はず、銀生産者は生産費の昂騰を理由として一オンス一弗を主張し、其の間米國政府保有の銀貨解放の噂もありて、此の計畫は何等實現を見ずして今日に及びしものなるが、次に述ぶるが如く米國銀貨解放案の議會通過を見、一方に米國政府は一オンス一弗を以て銀を市場に解放すると共に、銀供給の潤澤となるを待ちて同様一オンス一弗の價格を以て銀を買入れ補充を爲すことゝなりしかば銀價は事實上一オンス一弗に公定せられたると同様にして、昨年以來英米政府の間に於て協議を遂げつゝありし銀價の公定は茲に愈々實現せられ銀價は安定を得るに至れり。

三、米國政府保有銀貨解放

米國政府保有銀貨の解放を始めて唱へたるは英國の貿易評論にして、昨年七月號に於て Silver Situation と題する小評論中、「交戦各國は銀の供給不足に困難し銀價益暴騰せんとする今日、聯合國政府の間に協定を遂げ米國政府保有の銀貨を解放し、以て現下の銀供給難を緩和する方法なきや」と述べたるを見る。尋で同年九月の紐育ナショナル・シチー銀行のサーキュラーは「政府保有の銀貨を解放して印度に輸出し以て金の印度流出を防ぐべし」と論じたり。何れも昨年七月以降に於ける銀價の暴騰せる當時に唱へられたる所にして、之が爲め銀市況に影響を及ぼし銀價の奔騰を殺ぐに力ありき。然るに之が實行は議會の協賛を得るを要すると、更に銀生産者に影響を及ぼすこと大なる等の爲め、容易に實現を見るに至らざりしが、最近四

月二十二日銀貨三億五千萬弗解放及銀價格一オンス一弗公定の案は兩院を通過し大統領の署名を得たりといふ。

米國政府が一八七八年のブランド・アリンソン條例及び一八九〇年のシャーマン條例に依りて銀塊を買入れ、一弗本位銀貨(品位〇・九、量目四一二・五グレーン)の鑄造を續けたるは何人も知る所にして、其の額合計五億六千萬弗に上れるが、中市場に流通せるものは七千萬弗内外に過ぎずして、残りの四億九千萬弗は發行を見ず、唯其の代表紙幣たる銀券の引換準備として政府に保藏せられあるなり。然るに銀價の低落と共に一弗銀貨は全く定貨幣と化し、同時に銀券は便宜金貨、金券を以て引換へられつゝありしかば、其の本來の引換準備たる本位銀貨を離れて獨立の紙幣として流通するに至り、政府保有の一弗銀貨は殆んど死藏と同様の状態となれ

り。茲に於てか一弗銀貨の處分は絶えず識者の間に問題とされしが、銀價低落せる爲め之が賣却に依りて米國政府は多大の損失を蒙むると、他は銀券を回收して之に代るべき適當の通貨を見出さざりし爲め今日に至る迄依然として放棄されありき。然るに昨年以來の銀價騰貴は漸く買入當時の價格に近づきたると、且は聯合國政府の銀需要の急なるとの爲め、茲に其の或部分を解放して印度に輸送せんことを圖るに至りしものなり。

而して米國の一弗銀貨は純量目三七一・二五グレーンなれば、三億五千萬弗の銀貨の解放に依りて銀塊二億七千百萬オンスを得べく、若し此の全部を印度に輸送するものとすれば印度爲替は大に圓滑なることを得るに至らん、併し乍ら同時に問題となるは、かくの如き巨額の銀塊が一時に市場に現はるゝに於ては勢ひ銀市況を

軟弱に陥らしむるを免れず。かくては銀生産者の不利益となるべく、従つて銀生産者は之に對して極力反對の態度を執るべきは當然なれば、同時に米國政府をして銀供給の潤澤となるを待ちて一オンス一弗を以て銀生産者より銀を買入るゝの權能を與ふることゝしたるが如し。而して恰も一オンス一弗は嘗て米國政府が銀塊を買入れたる當時の平均價格に相當すれば、米國政府は大なる損失を招かずして銀貨を處分し、貨幣制度上純然たる金本位たるの地位に向つて數歩を進むることを得るなり。

元來本條例の根本目的は現時世界に於ける銀生産額が其の需要を充すに足らず、銀價の常に暴騰せんとするを抑止せんとするに在るは勿論にして、二億七千萬オンスは世界銀産額の一多半以上に當り、之が解放されて市場に出づるに於ては銀の供給は著しく潤澤となるを疑はざる

が、更に直接の目的は之に依りて得たる銀を東洋主として印度に輸送し危機に瀕せる同國兌換制度の基礎を鞏固にすると共に、英印及米印間爲替の圓滑を圖らんとするに出でしや明かなる所なり。故に本條例の米國貨幣制度上に於ける意義は左迄重要ならず、同國大藏卿の議會にて言明せる如く唯一時的の變革に過ぎざるやも知れざれども、銀券の回收及び本位銀貨の利用は米國貨幣制度上多年來の懸案なれば、同國政府としては此の機會に於て貨幣上の改革を遂ぐるは其最も希望する所なるべく、銀生産者の本條例に對する反對を緩和するの手段として、一オンス一弗を以て銀の補充買入を爲し再び銀券を發行し舊制度に復するの規定を設けあるも、此は實施に至らずして止むにはあらざるか。縱令戰後銀を買入ることありとするも今日迄の如く之を國庫に死藏し置くが如き事なかるべく、

米國の貨幣制度はこゝに著しき進化を見ることなるべしと信せらる。此等は固より戰後の問題に屬すべきが、何れにしても米國政府が其の鑄潰せし銀を一オンス一弗の價格を以て市場に提供する限り、銀價は恰も公定せられたると同一の結果となり、右價格を標準として上下僅少の變動を見るに過ぎざるべし。

第四 印度貨幣制度の動搖

銀價の意外の暴騰と共に貨幣制度に動搖を來したるは印度なり。印度の貨幣制度は何人も知れる如く金爲替本位にして、國內には定位貨幣たる留比銀貨を法貨として流通せしめ對外支拂上に於ては金本位を採用し、以て實質銀貨國たるに拘はらず金本位國に對する爲替の變動を防止せんとするものなり。之が爲め倫敦に金本位準備金、紙幣發行準備金及び政府殘高等の名目の下に金貨、金地金又は英國又は印度政府の公

債を保持し、必要の場合此の金爲替資金に對して印度に於て倫敦宛爲替を一定率を以て賣出し依りて留比の爲替率を維持するなり。即ち留比の對外爲替率維持の手段としては、要求あるに從ひ一定率の相場に於て倫敦拂の爲替を供給するに在り。而して印度の貿易關係は十數年來商品及び金銀の輸出入に於て概ね常に二億乃至三億時としては四億留比の輸出超過を示したるが、他方に於て印度政府の英國に對する支拂所謂 Home Charges 及び個人勘定に於ける支拂の存するありて、其の額戰前には凡そ四億五千萬留比に上りたれば、國際貸借は全體に於て一年約一億乃至二億留比の逆調に在り。此の借高は年々印度に於ける鐵道資金として倫敦に於て發行せらるゝ印度政府の公債、又は銀行、會社等の借入金の形を以て決濟せられしかば、貸借は常に均衡を保ち留比爲替亦安定なるを得たり。

唯一九〇七年より八年に掛けて印度の國際貸借非常の逆調を呈し、印度爲替漸落して金輸出點を下るに至りしことありて、印度政府は倫敦に於けるカウンスル・ビルの賣出を廢止すると共に印度に於ては金輸出點を以て倫敦手形を供給し以て留比の維持を圖れり。又今次戰亂の當初に於て印度爲替の一時金輸出點に低落せしことありしが、印度政府は一九〇八年の例に倣ひてカウンスル・ビルの賣出制限と共に、印度に於て一週百萬磅の倫敦手形を供給し留比爲替の回復を圖れることあり(Kemmerer-Modern Currency Reform)。而して一方銀價が二十片臺に在る限り、印度政府は留比銀貨の鑄造に依りて多大の利益收め益倫敦に於ける金爲替資金を充實するを得、同時に倫敦に於ける印度爲替の供給には支障を來さざりき。されば一九〇〇年金爲替本位制度を確立し留比の爲替率を一志四片と定め

し以來最近に至る迄之を維持して渝ることなく、
雷に金爲替本位制度の典型たるのみならず、理
想的貨幣制度として各國貨幣制度の歸着點と迄
稱せられたる程なりき。

然るに今次戦争は二重の關係に於て印度貨幣
制度の運用に支障を來さしめたり。即ち

(一)は印度輸出貿易の引續き好況を呈せるよ
り國際貸借著しく順調を呈し爲めに印度爲
替の騰貴を招けること

(二)は銀價の騰貴よりして留比銀貨の實價を
名目價格以上に高めたること

の二是れなり。戦争以來印度の貿易上に於ける
輸出超過は、第一年の一九一四—一五年に於て
は二億留比に足らず全體の國際貸借は平年以上
の逆調に陥りしも、一九一五—一六年には五億
七千萬留比、翌一九一六—一七年には更に増加
して、六億餘留比を算せし程にて、他方貿易外の

るの止むを得ざるに至れり。故に今日に於ては
カウンスル・ビルの賣出は印度政府の英國送金
手段たる本來の目的に歸り、印度爲替の安固を
圖るといふ重要な任務を果す能はざること、
なれり。

次に印度幣制の銀價の騰貴よりして蒙むれる
影響は更に大にして、元來留比銀貨の純量目は
百六十五グレンなれば、倫敦銀塊相場四三・一
六分の一片(四三・〇五四片)に於て實價一志四片
となり、金に對して定められたる交換率と平價
に在ることとなる。故に若し銀價の四十三片以
上に騰貴せる際尙ほ從來の爲替率を維持するに
於ては、印度政府は留比銀貨の鑄造に依り常に
損失を招くに至るべく、加之留比銀貨は鑄潰さ
れ印度の幣制は根本より破壊さるゝの外なきに
至らん。茲に於てか印度政府は昨年八月二十七
日、二十年間維持し來りし「留比」一志四片の爲

貸借も戦争以來英國に對する支拂額の増加せる
も、同時に英國政府がメンポタミヤ及び埃及方
面に於ける印度軍隊の維持費として印度に送金
する額甚だ大なりしかば、印度の國際貸借は未
曾有の順調を呈し、従つて印度爲替の需要増加
し其價格を騰貴せしめたり若し印度政府にして
右の事情を意とせず倫敦に於て從來の爲替率を
以て自由にカウンスル・ビルの供給したらんに
は、印度爲替は決して動搖することなく圓滑な
るを得るなり。然れども印度の國際貸借が既に
多額の貸勘定に在る限り、カウンスル・ビルの賣
出は或る程度以上印度に於て留比銀貨を準備せ
ざるべからず。然るに銀供給の不足は多額の印
度廻送をなす能はざらしめ、印度政府は留比爲
替の安定を期すべき責任者として當然執るべき
カウンスル・ビルの賣出を自由ならしめざるべ
からざるに、却て之を制限するの矛盾を敢てす

替率を變更して一志五片となし、他方銀價を調
節して四十五片以下に保ち以て極力留比の安定
を圖りたり。然るに對印爲替の需要は益増加す
るのみならず、銀價亦動もすれば騰貴の傾向あ
るを免れざるを見て、最近四月に入りて再び爲
替率を引上げて一志六片となしたるが如し。銀
價の騰貴より起る留比の實價増加に伴れ、其の
金に對する爲替率の騰貴するは固より當然とす
る所なるも、かくては金爲替本位の妙用は全然
没却せらるゝこととなるべく、今後と雖も他に
根本的對策の執られざる限り續いて爲替率の引
上げを行はざるべからざるに至るや必せり。

之か對應策として或は留比の改鑄又は保證準
備に依る紙幣の發行額を擴張して小額面紙幣の
發行を爲す等の方法協議せられしが如きも、英
國政府としては印度爲替を引上げて印度の輸出
を減退せしめ反對に輸入を促進し以て輸出入の

自働的均衡を求めしむると共に、印度に於ける留比の供給を潤澤にし相俟て對印爲替の圓滑を期せんとせり。併し乍ら交戦國の印度生産品に對する需要は戦争遂行上必要缺くべからざる物多く、従つて印度爲替の引上げに依る物價の騰貴も印度の輸出を減退せしむる能はず、英印間の國際貸借は益英國に對して逆調を呈し對印送金額を大ならしめしに、カウンスル・ビルの賣出額は著しく制限せられありて對印爲替は益緊縮を見るの外なかりき。茲に於て英國政府は最後の手段として印度に對し銀の現送を企て、今回米國政府と協議の結果同國政府保有の銀貨を鑄潰し印度に輸送することとし、先づ一億五千萬オンスを順次印度に送り留比銀貨鑄造の資に充つることとなれり。

去る四月七日に於ける印度の紙幣發行高は九億七千四百五十萬留比にして、同日留比銀貨の者さへもなかりき。然るに昨年以來銀價の騰貴甚しく、一時五十五片に迄達し一八七八年當時の價格に復したると、且は英米政府が銀生産者と價格を協定せんとしたる等の事情より見て、米國に於て或る一部の者は萬國復本位制の實施困難ならずとなし、紐育の一新聞の如き「現下戦争の需要に應ずる爲め著しく膨脹せる信用の基礎を鞏固にする爲め金及び銀を基礎とする萬國貨幣制度問題米國政府と聯合國政府との間に協議せられつゝあり。即ち復本位制は萬國共通の貨幣制度として復活すべし」と論せるを見る其の他之に類する意見を發表せる者ありて、要するに其の根本の理由とする所は、今日の如く紙幣の發行額増加し且信用の甚しく膨脹せる場合のみを以てしては到底其の信用を維持すること能はず、現に今日世界主要國の紙幣發行高に對する金準備の割合は正味一割内外に在り

現在高は一億四百四十萬留比の少額を示し兌換制度の危機と迄唱へられたるが、今後米國より一億五千萬オンスの銀を輸送せられ、之を以て四億三千六百三十萬留比の銀貨を鑄造するに於ては、印度に於ける留比銀貨の現在高は五億四千萬留比に達し兌換の基礎鞏固となると共に印度爲替亦安定なるを得べし。若し之に依りて倫敦に於けるカウンスル・ビルの賣出額を増加するに至れば我が對印爲替も亦従つて圓滑を期し得るに至るべし。

第五 萬國復本位制問題の復活

萬國復本位制問題は一八七〇年以後銀價の低落に苦しめる邦國の間に唱へられたる所に於て、英米佛等の代表者會合して之が實施に就き討議を重ねたるが、遂に一八九二年の會合に於て愈實行の協定成らず、其の後銀價の低落益著しかりしかば萬國復本位制の如き遂に口に於て、今後戦争の進行に従つて紙幣の發行額益増加すべく、而かも金の産額は限りあれば此の準備の割合は益低下するもの見ざるべからず。加之戦後紙幣の整理を全うする迄は依然今日の狀態を繼續すべければ、寧ろ金銀の比價を一定して兩者を以て紙幣の準備となし其の信用を維持すべしといふに在るが如し。併し乍ら之に對する反對論も多く就中メベンポート教授の如き、銀價今日の騰貴は戦争といふ異常の原因に基くものにして戦争の終了と共に低落するは言を俟たざる所なるべく、且其の動搖常なき戦前に異なるなく到底價格の本位とし購買力の標準となす能はず。加之金準備の不足は一時の現象なるも復本位制の採用は永久的性質を帶ぶ。一時の手段の爲めに永久に亘りて悪影響を貽す復本位制を採用するといふが如き殆んど問題とするに足らず」となせり。又 Charles Vezin の如きは

「金の外に更に銀を加へて通貨の準備を擴張するに於ては、今日以上一層信用の膨脹を招き物價は益騰貴すべく、且其の騰貴は戦後永く繼續するに至るべく爲めに國民の中堅を成す中産階級は非常の困窮を招くに至るべし」とて反對を表せり。余も固より金銀複本位制度の復活するが如きことあるべしとは信せざれども、今日の如く銀が貨幣上に於て重要な地位を占めたるは未だ見ざる所にして、假令金と並んで本位貨とならざる迄も従來の如く單に補助貨たるに止まらず、何等かの方法に於て金の働きを補ふに至るべしと想像されざるにもあらず。开は兎も角米國に於て金銀複本位問題の一部の間に唱へられつゝある事丈けを紹介し置く。

前號訂正

頁 行 欄 誤 正

九八 六上 100tolas=37.502 100tolas=37.5 20
 同終ヨリ下 37.5 × $\frac{988}{525}$ = 40.46⁰² 37.5 × $\frac{988}{525}$ = 40.46²⁰

獨逸兼營銀行論(下)

(獨逸兼營銀行の銀行經濟論的經營關係の解剖)

大 矢 知 昇

六

正則業務への漸進的推移は一面より見れば預金銀行的業務への推移である、預金銀行的業務への變遷は他面より見れば營業資金構成要素の變遷を語るものである、蓋し預金銀行は外來資金(fremde Kapital)に其營業資金の大部を擧げ、

自己の企業資本金(配當請求權を有する株式資本金と積立金との合成を企業資本金(Unternehmenskapital)と云ふ)は一種の保證基金(Sicherungsfond)を認むるものなるに反し投機銀行、發行銀行、及株式銀行(Effektenbank)は其業務の性質上其營業資金の大部分は企業資本に擧げ是れを一種の營業資金(Betriebsfond)と認むるが故である。されば銀行の活動資本金(Arbeitende Kapital)及其構成要求の解剖は、獨逸兼營銀行の本體に接近する第二步である、今活動資本金

(企業資本金と外來資金とを加へたるものを云ふ)を分析して、如何に獨逸兼營銀行が、外來資金に其の營業資金を擧ぐるやを研究せんと思ふ。

次表の (A)は配當請求權を有する株式資本

金

(B)は積立金

(C)は外來資金を示し。皆百分率なり

年 度	ト・シ・エ フ・ア・セ ン・ジ・エ・ル 銀行	商工銀行	割引會社	柏林商會	中部獨逸 信用銀行	獨逸銀行	商業割引 銀行	ドレスデン 銀行	獨逸國民銀 行
1871-75	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C	A B C
1876-80	41 4 54	45 12 41	31 6 62	43 4 51	40 4 54	33 1 65	56 0 43	50 0 48	1 1 1
1881-85	48 0 51	54 7 38	44 5 49	62 1 35	50 3 45	28 3 68	54 3 42	44 2 53	1 1 1
1886-90	47 0 52	42 6 50	30 6 63	32 1 65	47 0 52	22 5 71	55 6 38	34 4 61	39 2 58
1891-95	45 1 53	40 8 51	28 7 64	37 11 51	39 1 58	18 5 76	47 4 48	28 5 66	34 4 61
1891-95	38 2 58	46 10 43	29 8 61	38 11 50	36 2 60	17 6 76	41 4 54	30 6 60	35 6 58